

(趣旨)

第1条 この告示は、西海市が行う建設工事等の公共性及び特殊性にかんがみて、建設工事等の入札について公正な競争のもとに厳正確実に執行することを目的に、各種建設工事等の入札に参加させる的確な業者の選定、入札の方法について、その基準を定めるものである。

(入札参加の資格申請)

第2条 西海市建設工事等の入札に参加しようとする業者は、毎年1月11日から2月28日までに、次による建設工事等入札参加資格申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市内に本店を置く業者及び市長が認めた業者は、随時受付ができるものとする。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業者 建設業法に基づく申請書及び市長が別に定める入札参加資格申請書

(2) 建設工事以外の業者 市長が別に定める入札参加資格申請書

2 前項の入札参加資格申請書の有効期間は、4月1日からその翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、当該年度の入札参加者名簿を調製する前にあつては、前年度の入札参加者名簿によるものとする。

3 市長は、第1項の規定により建設工事入札参加資格申請書の提出を受けたときは、申請を行った業者を次に掲げるもののうちいずれかに区分し、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(1) 市内業者 西海市内に本店等主たる事業所を置く業者

(2) 準市内業者 前号の市内業者以外の業者で、市内に従業員を常駐させる支店、営業所等を置き、社内規則又は委任状等により当該支店、営業所等に入札及び見積の権限並びに契約の権限を付与している業者。ただし、次の業者を除く。

ア 支店、営業所等の登録が1年未満の業者

イ 支店、営業所等に常駐する従業員が3名未満の業者

ウ 支店、営業所等に常駐する市内在住の従業員がいない業者

(3) 県内業者 前2号を除く県内に本店等主たる事業所を置く業者

(4) 準県内業者 前3号を除く県内に従業員を常駐させる支店、営業所等を置き、社内規則又は委任状等により当該支店、営業所等に入札及び見積の権限並びに契約の権限を付与している業者

(5) 県外業者 前各号に掲げる業者以外の業者

(6) 通常建設工事共同企業体 市内業者が加わる2者以上の共同企業体

4 前項第6号の通常建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、その構成員の数に応じ次に掲げるとおりとする。

(1) 2者の構成 代表構成員 70%以内 その他の構成員 30%以上

(2) 3者の構成 代表構成員 60%以内 その他の構成員 20%以上

(3) 4者の構成 代表構成員 55%以内 その他の構成員 15%以上

5 第3項第6号の通常建設工事共同企業体の格付けは、工種ごとに構成員の最大数値とし、第3条第3項第1号の市内の従業員数による加点は、市内の従業員数の総数によるものとする。

(資格審査及び入札参加資格者名簿の調製)

第3条 市長は、前条に規定する申請業者について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目により行う客観的審査事項及び市が規定する主観的審査事項により、当該年度の入札参加資格を決定し、毎年4月に工種別に等級の格付をした入札参加資格者名簿を調製するものとする。ただし、特殊の技術、経験を必要とする場合及び建設工事以外の入札参加資格等については、その都度市長が別に定めるものとする。

2 前項の規定による工種別等級の格付基準及び発注基準は、次のとおりとする。

(1) 客観的審査事項及び主観的審査事項による採点、年間平均完成工事高及び技術者数によりランク付するものとする。

(2) 工種別等級格付基準は、別表第1のとおりとする。

- (3) 前号による採点格付後の建設業者の各工事種類ごとの年間平均完成工事高が、採点の欄の要件を満たさない場合は、当該要件に相應する等級まで降格させるものとする。また、土木工事及び建築工事のA等級については、別表第1の技術者数の欄の要件を満たさない場合、B等級に降格させるものとする。
- (4) 工種別発注基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 前項第1号の主観的審査事項は、次によるものとする。
 - (1) 市内業者及び準市内業者については、市内の従業員数により100点を限度として加点する。その加点要領は、別表第3のとおりとする。ただし、申告等により従業員数が確認できない場合は、5人以下としてみなすものとする。
 - (2) 前年度以前の西海市発注に係る3箇年度分の工事成績評定の平均点により加点又は減点を行うものとし、その加点又は減点の基準は、別表第4のとおりとする。この場合において、通常建設共同企業体の工事成績評定は、それぞれの単独企業に対しての成績とみなし算定することができる。
 - (3) 資格審査基準日前2年間において、市又は他の公共団体が指名停止を行った建設業者は、指名停止期間(月)に0.01を乗じ、更に客観的審査事項による評点を乗じた点数を100点を限度に減ずる。なお、指名停止期間の1月未満は切り上げるものとする。
 - (4) 前号の規定は、市外業者についても適用することとし、前号の適用を受けた市内業者については、第1号の加点は適用しないものとする。

(入札執行額)

第4条 西海市契約規則(平成17年西海市規則第55号。以下「規則」という。)130万円を超える工事等については、指名競争入札とする。ただし、急施を要する工事等及び市長が特別に認めた工事等については、随意契約とすることができる。また、指名競争入札以外の方法については、市長が別に定める。

(指名人数及び選定方法)

第5条 規則第18条第1項に規定する指名競争入札に参加する者の数は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格130万円超1,000万円以内 5人以上
 - (2) 予定価格1,000万円超5,000万円以内 7人以上
 - (3) 予定価格5,000万円超 10人以上
- 2 業者選定に当たっては、市内業者及び市内の従業員数10名以上の準市内業者を最優先するものとし、工種別等級に基づくとともに、地域性並びに指名及び受注の回数、指名辞退の回数、登録年数、従業員数その他による加減点を指名審査委員会で定め選定するものとする。
- 3 第1項に規定する指名競争入札に参加する者の数を満たせない見込みがあるときは、主務課と協議のうえ、指名審査委員会に付議して定める。ただし、予定価格500万円未満のものは、主務課と協議して定める。この場合において、指名競争入札に参加する者の数を満たせないものとは、次に掲げる特殊工事及び特殊事情によるものとする。
- (1) 第2条第3項第1号から第3号までに規定する業者で、第1項に規定する数を満たせない工事等
 - (2) 一般競争入札による公告で、入札する参加者が第1項の数を下回り入札を実施した工事等が不落となり、再度の公告でも入札の参加者が見込めないときに、指名競争入札で実施しようとするとき
 - (3) 国から地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請があった地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用する大規模工事で、市内に本店がある単独企業により、指名競争入札で実施しようとするとき。
- 4 130万円以下の競争見積又は競争入札に参加する者の数は、次のとおりとする。
- (1) 予定価格50万円以下 2人以上
 - (2) 予定価格50万円超130万円以下 3人以上
- (指名停止)

第6条 入札指名の停止については、西海市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成17年西海市訓令第45号)及び西海市建設工事暴力団対策要綱(平成17年西海市告示第91号)に定めるもののほか、市長が別に定める。

(指名入札に伴う入札中止)

第6条の2 入札辞退等に伴い、入札に参加する者の数が、1人以下となったときは、その入札を中止し、別に実施するものとする。

(入札の立会い)

第7条 入札の立会いについては、市長の意見を確認し、総務部長が行い、総務部長に事故があるときは、**総務課長**又は契約班長が代理できるものとする。

(入札回数の制限等)

第8条 入札回数は、原則として3回までとする。

2 第1回の入札において、落札者が決定しないときに行う第2回目からの入札においては、前回までの入札で落札に至らなかった状況を発表し、その発表した状況に基づいて、一定の条件を付した上で行うものとする。

3 第1項に規定する入札回数に落札者が決定しないときにおいて、その最低入札額が、市長が別に定める割合の範囲内の場合、最低入札者より見積書を徴し決定するものとし、それ以外のときは、半数以上の指名替えを行い、別に実施するものとする。ただし、設計価格を変更して別に実施するものについては、この限りでない。

4 最低制限価格を設けた場合において、この価格を下回る入札をした者は失格とする。ただし、全下判断基準価格を設けたときは、全社が最低制限価格を下回る場合は失格とせず、全下判断価格以上で最低価格の札を落札とし、全下判断基準価格未満の札は、不適格とする。

5 前項の規定により失格となった者は、第2回及び第3回の入札に参加できないものとする。

附 則 (平成17年4月1日西海市告示第93号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月30日西海市告示第111号)

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月3日西海市告示第121号)

この告示は、平成17年10月3日から施行する。

附 則 (平成17年12月16日西海市告示第126号)

この告示は、平成17年12月19日から施行する。

附 則 (平成18年5月2日西海市告示第20号)

この告示は、告示の日から施行し、平成18年4月21日から適用する。

附 則 (平成18年10月16日西海市告示第41号)

この告示は、平成18年10月20日から施行する。

附 則 (平成19年1月26日西海市告示第2号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第3条第2項第4号を削る規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日西海市告示第19号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月20日西海市告示第29号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年3月5日西海市告示第12号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日西海市告示第60号)

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日西海市告示第18号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月19日西海市告示第67号)

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日西海市告示第13号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月27日西海市告示第27号)

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

工種別等級格付基準

工種別	等級別	採点	年間平均完成工事高	技術者数
土木工事一式 浚渫工事（採点のみ） 造園工事（採点のみ）	A	810点以上	6000万円以上	3人以上
	B	710点～809点	3000万円以上	
	C	610点～709点	1000万円以上	
	D	370点～609点	250万円以上	
	E	369点以下	250万円未満	
建築工事一式 塗装工事（採点のみ） 防水工事（採点のみ）	A	800点以上	6000万円以上	2人以上
	B	670点～799点	3000万円以上	
	C	580点～669点	1000万円以上	
	D	330点～579点	250万円以上	
	E	329点以下	250万円未満	
電気工事 電気通信工事（採点のみ）	A	710点以上	2000万円以上	
	B	610点～709点	1000万円以上	
	C	370点～609点	250万円以上	
	D	369点以下	250万円未満	
管工事 水道施設工事 排水設備工事（採点のみ） 給水装置工事（採点のみ） 浄化槽工事（採点のみ）	A	700点以上	2000万円以上	
	B	580点～699点	1000万円以上	
	C	330点～579点	250万円以上	
	D	329点以下	250万円未満	
	A	700点以上		
ほ装工事	B	580点～699点		
	C	579点以下		
	A	830点以上	3000万円以上	
	B	430点～829点	250万円以上	
	C	429点以下	250万円未満	

備考

- 1 上記以外の工種は、基準を定めないものとする。
- 2 浚渫工事、造園工事、塗装工事、防水工事、電気通信工事、排水設備工事、給水装置工事及び浄化槽工事については、採点のみで等級を定め、年間平均完成工事高は加味しないものとする。
- 3 第2条第3項第1号の規定による市内業者については、年間平均完成工事高を年間最高完成工事高に読み替える。
- 4 技術者数欄の技術者は1級

別表第2（第3条関係）

工種別発注基準

工種別	等級別	1件当たりの請負工事の額
土木工事一式 浚渫工事	A	3000万円以上
	B	700万円以上 6000万円未満
	C	200万円以上 3000万円未満
	D	130万円超 700万円未満
	E	130万円以下
建築工事一式	A	4000万円以上
	B	1000万円以上 8000万円未満
	C	300万円以上 4000万円未満
	D	130万円超 1000万円未満
	E	130万円以下
造園工事 塗装工事 防水工事	A	700万円以上
	B	400万円以上 1500万円未満
	C	250万円以上 700万円未満
	D	130万円超 400万円未満
	E	130万円以下
電気工事 電気通信工事	A	1500万円以上
	B	400万円以上 3000万円未満
	C	130万円超 1500万円未満
	D	130万円以下
管工事 水道施設工事 排水設備工事 給水装置工事	A	1500万円以上
	B	400万円以上 3000万円未満
	C	130万円超 1500万円未満
	D	130万円以下
浄化槽工事	A	300万円以上
	B	130万円以上 600万円未満
	C	300万円未満
ほ装工事	A	300万円以上
	B	130万円超 600万円未満
	C	130万円以下

備考

- 1 上記以外の工種については、基準を定めないものとする。
- 2 この表に定める各等級のいずれかに格付けされた業者は、当該格付けされた等級以下の等級の工事についても入札参加者となることができる。
- 3 この基準は、特殊工事を除く工事に適用する。

別表第3（第3条関係）

主観的審査事項による加点基準

市内の従業員数	点数
5人以下	10点
5人を超え10人以下	20点
10人を超え15人以下	30点
15人を超え20人以下	40点
20人を超え25人以下	50点
25人を超え30人以下	60点
30人を超え35人以下	70点
35人を超え40人以下	80点
40人を超え45人以下	90点
46人以上	100点

備考 準市内業者については、上記の点数から10点を減ずることとする。

別表第4（第3条関係）

工事成績評定加点又は減点基準

工事成績評定（3ヶ年度分平均）	点数
平均点が13.7点以上	30点
平均点が11.7点から13.7点未満	20点
平均点が9.1点から11.7点未満	10点
平均点が7.2点から9.1点未満	-10点
平均点が7.2点未満	-20点

- 備考 1 対象工事は、西海市発注分とする。
 2 平均点は、少数第2位を四捨五入する。